



答申第444号  
平成26年8月5日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成26年8月5日付け神保更第208号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う  
身体障害者手帳情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の法定化に伴い、その対象要件に係る身体障害者手帳情報を提供することは、迅速・効率的な接種対象者の把握が可能となり、市民サービスの向上につながることから公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う  
身体障害者手帳情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

既に答申済みの①に加え、②の方についての下記情報

- ①当該年度に70歳以上となる者で、心臓・呼吸器・じん臓・直腸・ぼうこう・小腸・肝臓の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能障害で身体障害者手帳1～4級を有する者
- ②予防接種法に基づき障害を有する者として定期予防接種の対象となる者※

【身体障害者手帳情報】

- ・カナ氏名
- ・漢字氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・住民基本台帳個人番号

※平成26年10月1日時点では、60～64歳となる者で、心臓・呼吸器・じん臓の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で身体障害者手帳1級を有する者



答申第445号  
平成26年8月5日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成26年8月5日付け神保高介第2069号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う  
介護保険被保険者情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の法定化に伴い、その無料接種要件の確認に必要な介護保険被保険者情報を提供することは、当該対象者の迅速な把握が可能となり、市民サービスの向上につながることから公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う  
介護保険被保険者情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

B類定期予防接種\*の対象であり、かつ、介護保険料第1～4段階である者についての下記の情報

【介護保険被保険者情報】

- ・カナ氏名
- ・漢字氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・住民基本台帳個人番号

※従前は高齢者インフルエンザワクチン，平成26年10月1日より高齢者肺炎球菌ワクチンが追加



答 申 第 446 号  
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成26年8月5日付け神戸市参区第878号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う  
住民基本台帳情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の法定化に伴い、その対象要件に係る住民基本台帳情報を提供することは、迅速・効率的な接種対象者の把握が可能となり、市民サービスの向上につながることから公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う  
住民基本台帳情報の提供について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

予防接種法に基づき年齢の指定により高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種の対象となる者  
※についての下記情報

【住民基本台帳情報】

- ・カナ氏名
- ・漢字氏名（アルファベット氏名・通称名を含む）
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・住民基本台帳個人番号
- ・区コード
- ・送付コード

※ 平成26年10月1日時点では、当該年度に65歳，70歳，75歳，80歳，85歳，90歳，95歳及び100歳以上となるもの。



答申第 447 号  
平成 26 年 8 月 5 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 8 月 5 日付け神保健予第 1015 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う  
電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の法定化に伴い、当該予防接種台帳を電子計算機処理することは、迅速・効率的な接種対象者の把握や接種履歴の管理を行う上で不可欠であり、市民サービスの向上につながることから公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種事業の定期接種化に伴う  
電子計算機処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

※は定期接種化に伴う今回新規項目

【電子計算機処理する個人情報】

- ・助成券発行日
- ・カナ氏名
- ・漢字氏名（アルファベット氏名・通称名を含む※）
- ・生年月日
- ・年齢
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・助成券再発行日
- ・助成券差し戻し日
- ・還付申請日
- ・接種日
- ・医療機関名
- ・接種費用請求年月日
- ・住民基本台帳個人番号
- ・通知発送日※
- ・通知再発送日※
- ・区コード※
- ・送付コード※